

J R 6 社主要駅におけるポスター掲出による観光プロモーション業務 仕様書（案）

1. 委託業務名

J R 6 社主要駅におけるポスター掲出による観光プロモーション業務

2. 委託業務の目的

J R 6 社の主要駅における3連ポスター掲出により、青森県の魅力を全国に向け広く情報発信し、誘客促進を図ることを目的とする。

3. 委託契約期間

契約締結日から令和8年8月31日(月)まで

4. 委託業務内容

令和8年7月1日から31日までの間、県がJ R 6 社（北海道旅客鉄道株式会社・東日本旅客鉄道株式会社（以下「J R 東日本」）・東海旅客鉄道株式会社・西日本旅客鉄道株式会社・四国旅客鉄道株式会社・九州旅客鉄道株式会社）の主要駅に掲出するポスターの制作および掲出に係る手配を行うこと。

（1）ポスターの制作

- ① B 1 サイズのポスターを3種類制作すること。
- ② 制作枚数は以下のとおりとする。

J R 6 社掲出分	6 9 1 枚×3 種＝	2, 0 7 3 枚	
県納品分	5 0 枚×3 種＝	1 5 0 枚	計 <u>2, 2 2 3 枚</u>

＜ポスターの制作方針＞

- ① 3種類のポスターの連続性や7月の掲出となることに留意しつつ、「涼」をテーマに観光地や食、文化等の本県の魅力をPRするデザインとすること。
- ② 県全体をPRする取組であるため、地域バランスを考慮したデザインとすること。
- ③ 写真・イラスト等の利用による表現方法は、特に指定しない。
- ④ 写真を使用する場合は、ポスター1種類あたり1点以上の写真を使用すること。なお、必要に応じて、受注者や県が保有する既存の写真を使用しても差し支えない。
- ⑤ 駅の利用者の関心を惹き、本県への誘客につながるものとなるよう、発注者と協議の上でデザインやキャッチコピーを決定すること。

- ⑥ 青森県観光情報サイト「Amazing AOMORI」のURLを掲載し、ウェブサイトへ誘導するものであること。
- ⑦ JR東日本と緊密に連携をとり、JRが定める宣伝物製作の留意事項に則ってポスターを制作し、完成前にJRからの確認を得ること。

(2) ポスターの掲出手配

- ① JR東日本に対してJR6社主要駅への配送方法、配布先及び送付枚数を確認の上、JR6社の配布先に滞りなく配送すること。
- ② JR6社主要駅でのポスターの掲出期間は令和8年7月1日から31日までとし、JR東日本と調整の上で、指定される日までに配送すること。
- ③ JR6社主要駅への掲出に係る経費の支出は、委託契約額の範囲内で行うこと。
- ④ 県納品分は、以下の場所に納品すること。

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1-1

青森県観光交流推進部 誘客交流課

5. 成果物

(1) ポスター

2, 223枚(741枚×3種)

(2) ポスターのデータ

以下のデータをDVD-R等で提出すること。

- ・Illustratorデータ(アウトライン化前、アウトライン化済みの両方)
- ・PDFデータ(WEB公開用に容量等を最適化したもの)
- ・JPEGデータ
- ・ポスター制作に使用した画像データ

(3) 報告書

本業務の実施結果をまとめた報告書を作成の上、業務終了後、発注者に対して速やかに提出すること。

6. AI技術の利用について

- (1) 本業務の成果物に係る素材(画像、イラスト、文章等)について、生成AIを用いて自動生成された素材を利用することは、著作権及び権利関係の安全性を担保するため、一切認めない。

ただし、制作過程において、既存の画像編集ソフト等に搭載されている補助的なAI機能(解像度向上、ノイズ除去等)に限り、著作権を侵害しない範囲で使用することはこの限りではない。

- (2) 採用された成果物が、上記(1)の規定に違反して制作されたものであることが判明した場合、発注者は採択の取り消し、または契約の解除を行うことができる。この場合、

それにより生じた損害（再公募費用や損害賠償等）については、すべて受注者の責任において補償するものとする。

7. その他

- (1) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議する。
- (2) 事業運営にあたっては県と十分に連絡を取りながら行う。